

# 第23回参議院議員通常選挙

## 投票日 7月21日(日) 午前7時～午後8時

### ◆投票できる方は

今回の選挙では、選挙人名簿登録基準日が7月3日となりますので、住所要件については、平成25年4月3日までに転入届出をされた方、あるいは住民票を作成された方で、引き続き3カ月以上住民基本台帳に登録されている方です。また、年齢要件については、投票日当日20歳以上の方ですので、平成5年7月22日までに生まれた方が有権者となります。

※注 転出した方で、牛久市の選挙人名簿に掲載されている方は、抹消の対象(転出後4カ月経過の者)を除き今回の選挙は選挙権を有しします。

### ◆期日前投票

仕事や旅行などで投票日当日に投票所へ行けない方は、期日前投票ができます。期日前投票は、7月5日から7月20日までの毎日(土・日曜日でもできます)、午前8時30分から午後8時までです。場所は、牛久市

### 役所期日前投票所(市保健センター

2階)、牛久駅前期日前投票所(東口)、ひたち野リフレ2階)、奥野期日前投票所(奥野生涯学習センター)のいずれかで期日前投票ができます。投票日が近づくと期日前投票所が大変混雑し、投票までお時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。市保健センターは、車いす用スロープ、エレベーターを完備しています。また、投票所入場整理券の裏面に宣誓書欄を設けています(下図)。当日に投票できない理由などを、あらかじめ記載してから期日前投票所にお越しになると、受付にかかる時間を短縮できます。

### ◆不在者投票

投票日当日までに20歳になる方は、牛久市役所不在者投票所(市保健センター2階)、牛久駅前不在者投票所(東口)、ひたち野リフレ不在者投票所(ひたち野リフレ2階)および

奥野不在者投票所(奥野生涯学習センター)で投票することができます。

また、病院や老人ホームなどに入っている方でも、その施設が不在者投票の指定施設になっている場合は、施設内で投票することができます。お早めに施設の不在者投票担当者の方にご相談ください。

### ◆郵便による不在者投票

身体障害者福祉法、戦傷病者特別援護法に規定する両下肢や体幹などが不自由な方は、自宅にいたまま郵便により不在者投票ができます。この場合は、「郵便投票証明書」が必要となりますので、お早めに選挙管理委員会(市役所総務課内)へお尋ねください。

### ◆代理投票と点字投票

体が不自由などの理由で自分で字を書くことができない方は、投票所の係員が代筆しますので、当日係員にお申し出ください。投票の秘密は

守られますので安心して投票してください。また、目の不自由な方は、点字により投票することができます。

### ◆投票所入場整理券

入場券は郵送します。投票所にお越しの際は、入場整理券のお名前、投票所をご確認の上、お持ちください。その他、有権者であるにもかかわらず、お手元に投票所入場整理券が届かない場合は、運転免許証など身分を証明できるものをお持ちになり、投票所で発行を受けてから投票してください。

### 投票所入場整理券(裏面)の宣誓書欄

7月21日(日)投票 参議院議員通常選挙 投票時間は午前7時から午後8時まで	
●投票には、この入場整理券をお持ちください。 本人が持ちのうえ、あなたの投票用紙に提出してください。 入場整理券を紛失又は丢失した際には、再交付を受けて、券料に償出していただきます。再交付の際、本人確認のため、身分を証明できるもの提示を求められることがあります。	
期日前投票	
○期間	7月5日から7月20日まで 午前8時30分から午後8時まで
○場所	1 牛久市役所期日前投票所(市保健センター2階) 2 牛久駅前期日前投票所(JR牛久駅東口) 3 ひたち野リフレ期日前投票所(リフレビル2階) 4 奥野期日前投票所(奥野生涯学習センター)
※期日前投票をされる方は、次の事項を必ず本人が記入してください。 平成25年 月 日	
氏名	
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
住所	
請求事由	家庭当する項目に○をつけてください。 1 仕事・学業等 2 外出・旅行等 3 病気・山嵐など 4 他市町村に転出
牛久市選挙管理委員会委員長 殿 私は、参議院議員通常選挙の日、上記の事項に該当する見込みです。以上真実と認めます。これを宣誓し、投票用紙等の交付を請求します。 牛久市選挙管理委員会(電話) 029-873-2111	

### ◆投票

投票の方法は、次のとおりです。  
投票用紙は2種類です。  
選挙区選挙では、候補者名を投票用紙に記入し投票してください。  
比例代表選挙区選挙では、候補者名または政党名を投票用紙に記入し投票してください。

◆開票

開票は、ひたち野うしく小学校体育館で午後9時から行う予定です。なお、会場の都合で参観者が多い場合は、入場制限をする場合がありますので予めご了承ください。

◆開票速報

牛久市選挙区の開票速報(選挙区のみ)は、テレドーム(録音された選挙結果が流れます)で行う予定です。

・テレドーム ☎0180-991-235

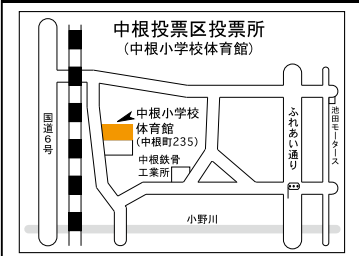
◆選挙公報

選挙公報は、新聞折り込み配布を予定しています。また、選挙公報は、市役所、各生涯学習センター、運動公園体育館などの公共施設窓口や各投票所、期日前投票所に配置します。

◆選挙制度の変更について

選挙制度の変更により、成年被後見人の方も投票することができるようになりました。投票にあたっては、新たに申請などを行う必要はありません。選挙管理委員会から投票所入場整理券をお送りしますので、定められた投票所で投票してください。

「中根投票区投票所」が中根小学校体育館へ変更となりました(中根小学校の耐震補強工事の終了による)



ひたち野西4丁目、ひたち野東5丁目(びゅうパークひたち野行政区のみ)、中根町、東大和田町の有権者

## 投票日は記載された投票所へ!

期日前投票は、全ての投票区の人がどの期日前投票所でも投票することができますが、**投票日当日は、投票所入場整理券に記載された投票所でしか投票することはできません。**これは、市内に複数の投票区を設けたときは、その投票区の有権者は、その投票区の投票所で投票するという公職選挙法の規定によるものです。

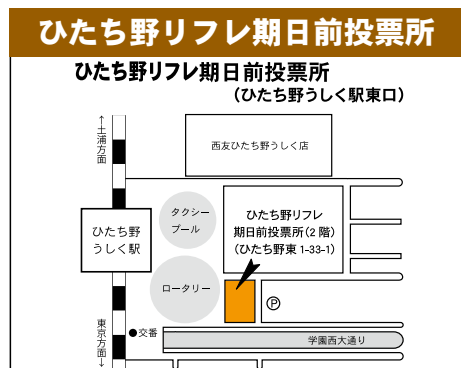
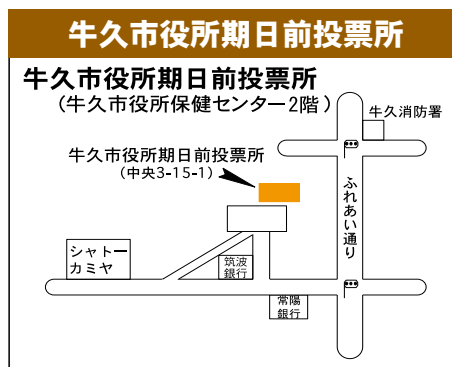
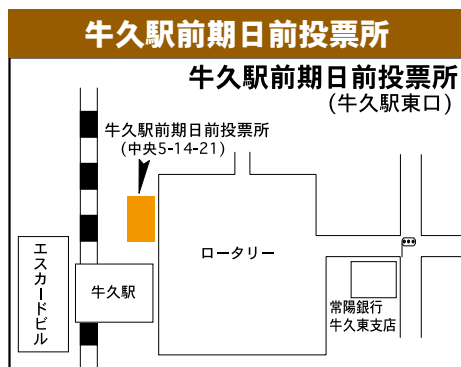
なお、各期日前投票所は、投票日当日は次のとおりとなりますので、ご注意ください。

期日前投票所名	当日
牛久市役所	→ 中央投票区の有権者の方のみ
牛久駅前	→ 田宮投票区の有権者の方のみ
ひたち野リフレ	→ 投票所ではありません
奥野	→ 久野投票区の有権者の方のみ

(例)上町投票区の有権者

期日前投票：下記のどの期日前投票所でも投票可能  
投票日当日：上町投票区投票所(牛久小学校体育館)でのみ投票可能(市役所、牛久駅前、ひたち野リフレ、奥野では投票できません)

## 投票日に投票所へ行けない方は… 期日前投票所をご利用ください



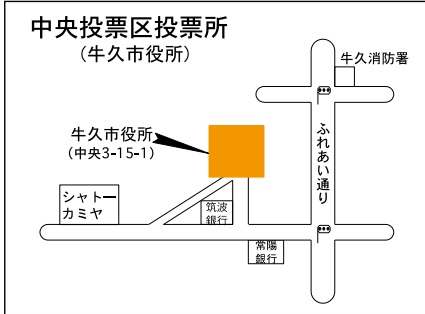
【期日前投票期間】  
7月20日(土)までの  
午前8時30分～午後8時

問 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎内線1011、1012

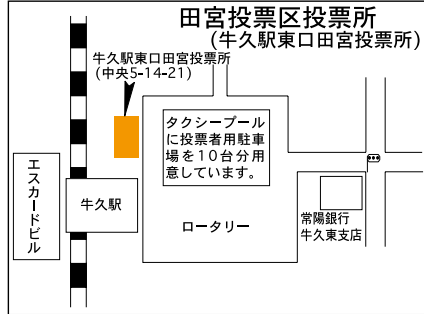
# ください

投票所は24カ所です。市選挙管理委員会から郵送される投票所入場整理券に記載されている投票所を必ずご確認の上、お越してください。

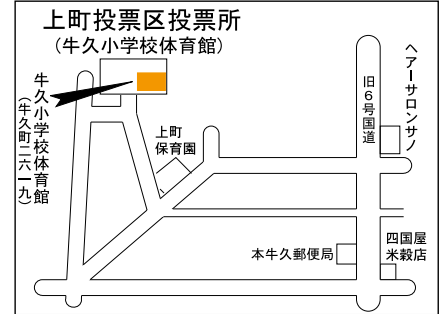
問 牛久市選挙管理委員会(総務課内) ☎873-2111内線1011、1012



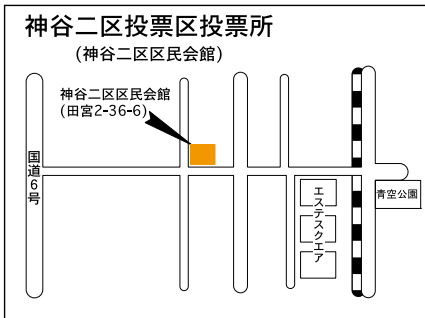
中央投票区投票所 (牛久市役所)  
 栄町3丁目・5丁目・6丁目、中央1丁目(神谷二区行政区以外)・2丁目・3丁目・4丁目・5丁目、柏田町(栄町・栄東行政区のみ)の有権者



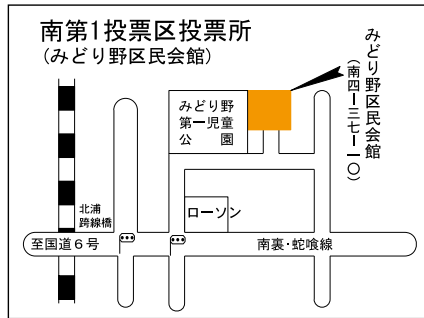
田宮(田宮町字笹塚・田宮町番外以外)・本町・エスカートビル行政区の有権者



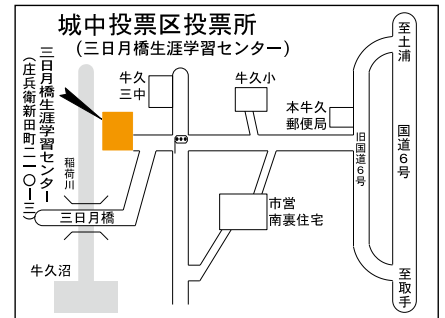
上町・下町行政区の有権者



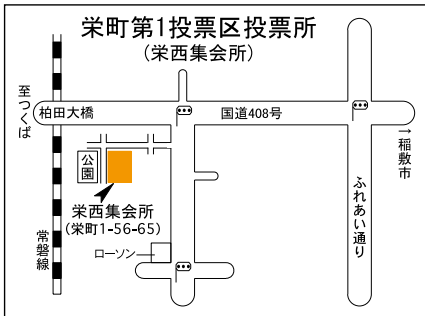
神谷二区行政区の有権者



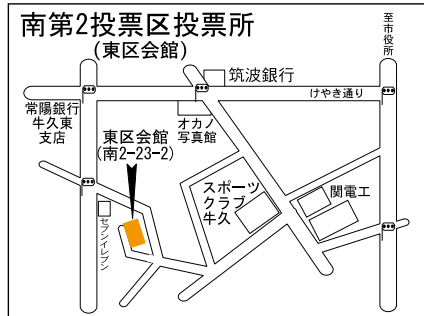
南第1投票区投票所 (みどり野区民会館)  
 南1丁目(23番地～44番地)・4丁目(みどり野行政区、南4丁目37番地のみ)・7丁目の有権者



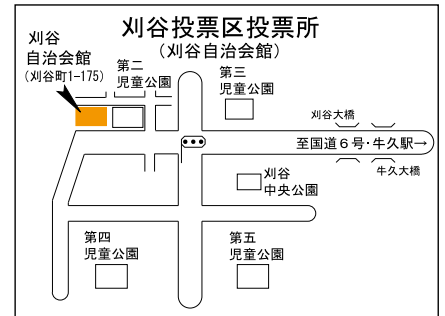
城中・新地行政区の有権者



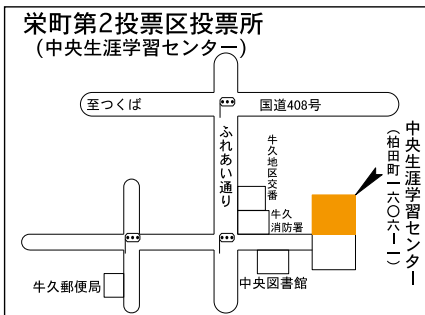
栄町第1投票区投票所 (栄西集会所)  
 栄町1丁目・2丁目、上柏田1丁目・2丁目の有権者



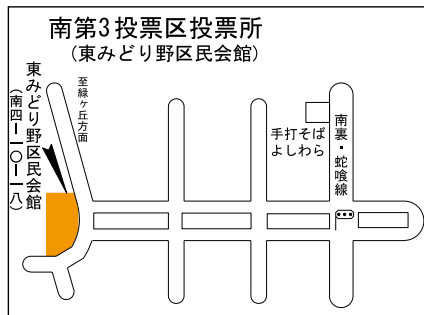
南第2投票区投票所 (東区会館)  
 南1丁目(1番地～22番地)・2丁目・3丁目(東みどり野行政区以外)の有権者



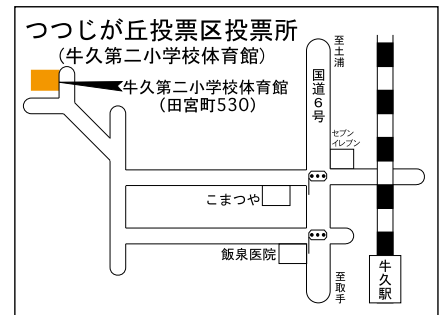
刈谷・秋住団地行政区の有権者



栄町第2投票区投票所 (中央生涯学習センター)  
 上柏田・中柏田行政区、栄町4丁目、上柏田3丁目・4丁目の有権者

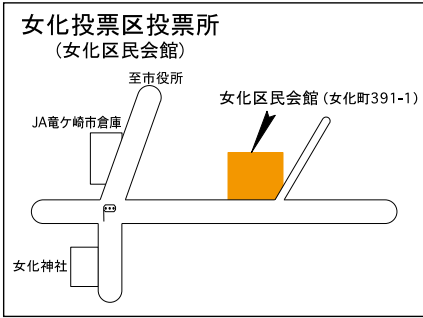


南第3投票区投票所 (東みどり野区民会館)  
 南3丁目(東みどり野行政区のみ)・4丁目(緑ヶ丘・東みどり野行政区のみ)・5丁目・6丁目(緑ヶ丘・東みどり野行政区のみ)の有権者

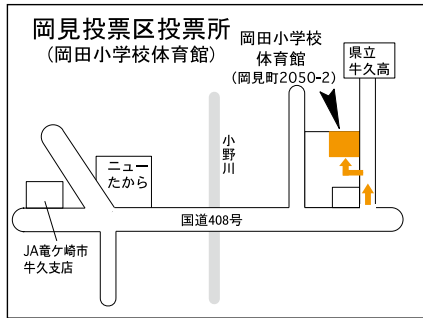


つつじが丘・第2つつじが丘行政区、田宮町字笹塚・田宮町番外の有権者

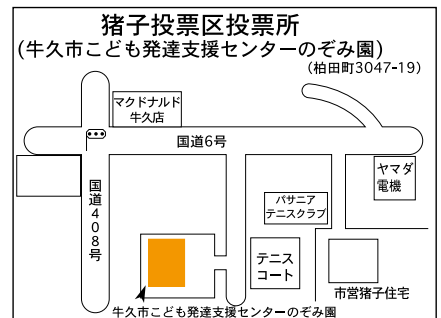
# 投票所を必ずご確認ください



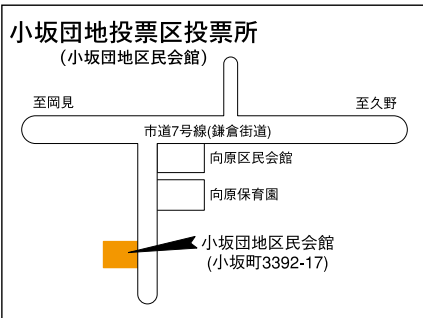
女化行政区、さくら台4丁目の有権者



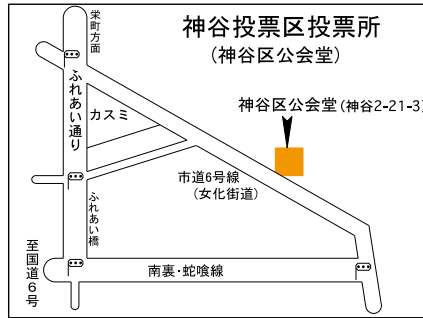
岡見・下柏田・上池台・下根ヶ丘・第8岡見行政区の有権者



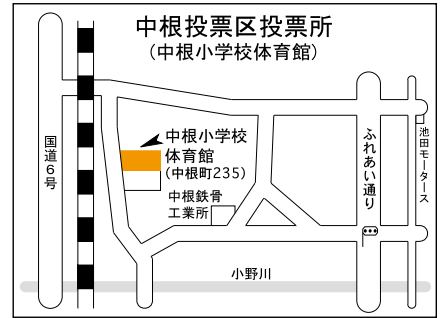
猪子・一厚東(栄町1丁目を除く)・一厚西行政区の有権者



小坂団地・東岡見・上太田・小坂(一部)・向原行政区の有権者

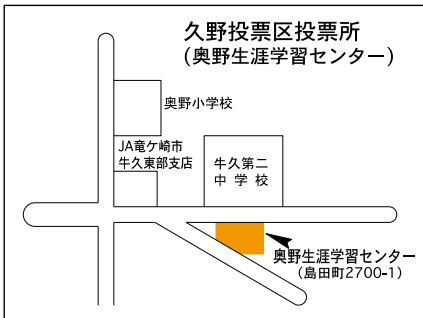


神谷行政区、神谷1丁目～4丁目・6丁目の有権者

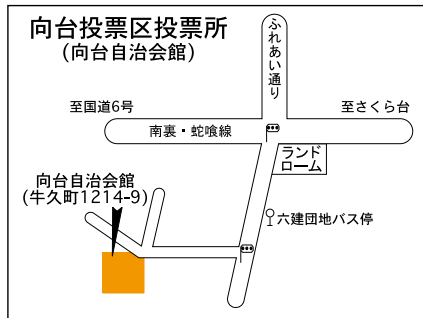


ひたち野西4丁目、ひたち野東5丁目(びゅうパークひたち野行政区のみ)、中根町、東和田町の有権者

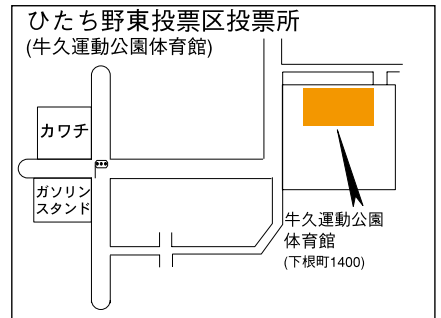
【変更前】  
下根中学校体育館  
中根小学校体育館



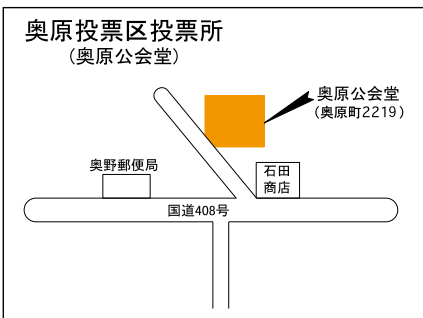
久野・大和田・中央・正直・島田・桂・報徳・井ノ岡・小坂行政区の有権者



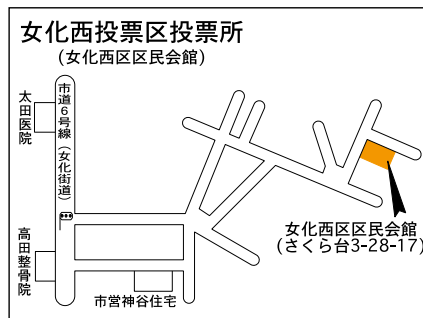
南部・向台行政区、みはらし台の有権者



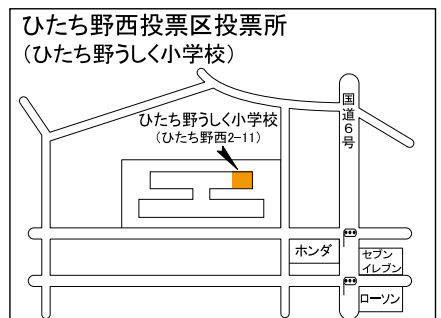
ひたち野東2丁目～5丁目(びゅうパークひたち野行政区を除く)、岡見町(東下根行政区の一部・第8岡見行政区の一部)、下根町(下根ヶ丘行政区を除く)の有権者



奥原行政区の有権者



神谷5丁目、さくら台2丁目・3丁目の有権者



ひたち野東1丁目、ひたち野西1丁目～3丁目、東猫穴町の有権者